

Q 3 先日、子どもが就職し、被扶養者の認定を取り消しました。共済組合の掛金は減額されますか？

A 3 短期掛金は、被扶養者数に関係なく被保険者の給料月額によって決定されるため、被扶養者が減少または増加しても保険料負担は変わりません。

なお、互助組合の掛金は、被扶養者一人当たり月200円（上限800円）となっています。